

第2回条例検討委員会 パブリックコメント案修正意見一覧

委員名	修正内容及びその理由	修正案	市の見解
細田委員	<p>P1 ■なぜ子どもの権利条例をつくるのか 1. ～保障された4つの権利を知る 記載の4つの権利の順番は、P2の2、子どもにとって大切な権利と順番は同じ方が良い。 統一感と今までの資料などで示されている順番通りであるべきと思います。</p>	<p>4つの権利は、「生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」、「守られる権利」です。</p>	<p><input type="checkbox"/> ご意見のとおり修正します。</p>
細田委員	<p>P1 ■なぜ子どもの権利条例をつくるのか 3. ～救済体制を整備する 1行目の「虐待やいじめなど権利の侵害～」の文書が読みにくいので改善が必要</p>	<p>子どもが、虐待やいじめなどにより権利の侵害を受けたときには、速やかに救済する必要があります。</p>	<p><input type="checkbox"/> ご意見のとおり修正します。</p>
大森委員	<p>P1 ■なぜ子どもの権利条例をつくるのか 4. こどもまんなかまちづくりの推進 子ども「も」一人の市民であり、</p>	<p>子ども「は」一人の市民であり、子ども「も」ではなく、「は」の方が主体的だと思う。</p>	<p><input type="checkbox"/> ご意見のとおり修正します。</p>
朝倉委員	<p>P2 ■条例の概要 前文2段落目 子どもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、子どものために最も良いことをいちばんに考える責任があります。 1文の中に「考える」が重複しており、子どもの権利が「考える」とどまるような印象を受けることと、前文全体を通して4つの権利のうち「参加する権利」に該当するような表現が見当たらないため、修正が必要だと考えました。 「参加する」という権利は子どもの権利条例における子ども観の変化(保護する対象から自己決定を含めた権利の主体へ)に一番影響を強く受けているものであり、重要な権利であることを認識していることを示すためにも前文にその表現が入っている必要があると考えます。</p>	<p>子どもの声を聴き、意見を尊重して子どものために最も良いことをいちばんに考え、一緒に社会に参加する責任があります。</p>	<p>※ 参加するのは子どもの主体性が尊重されるべきであり、一緒に参加を求めるものではないと考えます。 ■ 市の見解では原案のままで良いと考えますが、「参加」の表記と重複表現の「考える」について検討委員会のご意見をお願いします。</p>

朝倉委員	<p>P 2 ■条例の概要 前文ほか</p> <p>「子どもにとって最善なこと」「子どもにとって最も良いことを第一に考え」「子どものために最も良いことをいちばんに考え」と、同じことを示す言葉に揺れがあるので、修正が必要であると考えます。</p>	<p>それぞれに特別の意味を持たせるのでなければ統一した方が良いと思います。</p>	<p><input type="checkbox"/> ご意見を踏まえ、「子どものために最も良いことをいちばんに考え」に統一します。</p>
細田委員	<p>P 2 ■条例の概要 前文3段落目</p> <p>子どもたちは今、いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり～、と多くの子どもを指している始まりなので、違和感がありました。</p> <p>一部の子ども達が、いじめや虐待などの状況にあるのが、現状と思います。</p>	<p>一部の子どもたちは今、いじめや虐待、貧困など深刻な状況にあり～</p>	<p>■ 正確には一部の子どもではありますが、そこまで厳密に捉えるべきか、検討委員会で議論をお願いします。</p>
大森委員	<p>P 2 ■条例の概要 前文4段落目</p> <p>石狩市の未来を担う</p> <p>それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努め</p>	<p>大人の気持ち？ 必要ですか？</p> <p>川崎市の前文にある文言を入れたい。当たり前のことですが、子どもは一人の人間であることを子どもも大人も認識する</p>	<p>■ 川崎市の前文も含め、検討委員会での議論をお願いします。</p>
朝倉委員	<p>P 3 ■条例の概要 2, 子どもにとって大切な権利 (3) 意見を表明し、参加する権利</p> <p>「自分の考えや意見を表すことができ、大切に受け入れられます」「自分の関わることに意見を言うことができます」が重複しているように感じられることと、参加する権利として意見を言うことだけでなく決定に関われることも明記する必要があると考えます。子どもが権利主体として認められるからには、少なくとも「自分たちが決めた」「自分たちも決められる」という感覚を持つことが重要で、意見を言うことやそれが受け入れられることと実質的に同義だとしても明記した方が良いと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の考えや意見を表すことができ、大切に受け入れられます ●必要な情報を得ることができます ●自分の関わることについての決定に参加することができます ●いろいろな考えの人が集まって仲間になることができます 	<p><input type="checkbox"/> ご意見のとおり修正します。</p>

朝倉委員	<p>P3 ■条例の概要 3, 大人等の役割と市の責務 (3) 子どもに関する施設の役割 子どもに関する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの自主的な活動を支えます</p> <p>自主的という言葉は「他者に依存せず、自分で行動することができる性質」という意味であり、子どもが自ら目的を設定したり、子ども自身の発想、内発的動機からの行動というニュアンスを含みません。大人が決めたルールを言われなくても進んで守るという場合も自主的と表現されます。子どもの権利条例の性質には合わないため修正が必要であると考えます。 学習指導要領でも「主体的・対話的で深い学び」と表現していることから、それに倣った表現が適切なのではないかと考えます。</p>	子どもに関する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの 主体的な活動 を支えます	□ ご意見のとおり修正します。
大森委員	<p>P4 ■条例の概要 4, 子ども参加と意見表明 (1) 子どもの参加 (5項目目) ● 多様な仕組みづくりを推進します</p>	多用な・・具体例がある方が良い	※ パブコメ案は、条例骨子を示しているのですが、例示的な表現は考えていませんが、今後、条例の逐条解説やパンフレットなどにおいて、具体例を示すなどして、子どもにもわかりやすい周知に努めます。
細谷委員	<p>P4 ■条例の概要 4, 子ども参加と意見表明 (1) 子どもの参加 2行目 大人と子どもに関係する～ 理由：大人と子どもが同列で受け取られる。</p>	大人 および 子どもに関係する～ 理由：(2) 子どもの意見表明 4行目以降に 市、大人 および 子どもに関係する～とあるので。	※ 語句が二つの場合は、AとB 語句が三つ以上つながる場合は、 A、B及びC で場合分けしています。
大森委員	<p>P4・5 ■条例の概要 5, 子どもの権利侵害に関する相談と救済 (1) 相談 関係機関と連携し (2) 救済 ● 条例に基づく附属機関として設置します</p>	具体的な機関名は？ 附属機関例えば子どもの権利委員会等を明記した方が良い	□ 意見を踏まえて、下線部分を追記します。 ● 市は、相談の内容に応じて、 <u>教育・保育機関</u> や <u>他の相談機関</u> 等、必要な関係機関と連携し、状況の改善に努めます。 □ 意見のとおり修正します。 ● ～速やかに適切な救済と回復を支援するために「子どもの権利救済委員」を条例に基づく附属機関として設置します

細谷委員	<p>P5 ■条例の概要 5, 子どもの権利侵害に関する相談と救済</p> <p>(2) 救済 1 項目目</p> <p>市は、～しくみを条例に基づき附属機関として設置します</p> <p>理由：意味不明である。</p>	<p>～しくみを考える (or つくる) 機関を条例に基づき設置します</p>	<p>□ 前段のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「附属機関」とは、自治法 202 条の 3 に規定される「普通公共団体の執行機関の附属機関」のことで、条例に基づき設置することで、その担任する事項について、調停・審査・審議・調査等を行う機関として公的に位置付けられる。
大森委員	<p>P5 ■条例の概要 6, 条例を推進するためのしくみ</p> <p>(3) 子どもの権利の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市は、市民、子子どもに関係する施設の関係者および職員 ●毎年 11 月とし、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします 	<p>市は、市民、子どもに関する施設の関係者および</p> <p>* 職員とは限らない</p>	<p>□ ご意見を踏まえ、「市は、市民に対し、子どもの権利の普及啓発を行います」に修正します。(市民の中に包含して表現)</p> <p>※ 権利月間を定める趣旨は記載のとおり、「理解や関心を深めるため」であり、その中で活動の意図は示せていると判断します。</p>
細谷委員	<p>全般</p> <p>私的な感想ですが、[大人] という漢字表記に違和感を感じます</p> <p>子ども家庭庁が「こども」と表記するようなので、これに合わせて「おとな」「こども」とはなりませんか？</p>		<p>※ 本市の条例のすべてが「大人」と表記していることから、それに合わせることにします。また、本市では、平成 31 年 4 月から、全庁的に「子ども」の表記に統一しています。</p>